
地盤品質判定士・士補 登録更新に関わる FAQ

Q1. 「地盤品質判定士に関連する業務（実務経験）が 45 単位以上必要」とは、どう解釈すれば良いでしょうか？

A1. 試験問題区分【①技術者倫理，②宅地の造成，土砂災害に関わる法制度，③地質・地形・地盤の調査，土砂災害，④住宅等（小規模建築物）の基礎，⑤地盤の液状化，⑥盛土・切土と擁壁の安定性，⑦地盤改良】に関連した業務を CPD50 単位以上実施していることが必須の条件です。ただし、今回は、登録後 4 年半での登録更新の申請となるため、「1 業務 CPD5 単位」「1 年間の上限が CPD10 単位」という地盤品質判定士協議会の CPD 制度と照らし合わせて登録期間中に 45 単位以上の実務を実施していることが必要です。

ここで、「1 業務 CPD5 単位」とは、上記の試験区分に該当する業務 1 件につき CPD5 単位を計上することができるということです。「1 年間の上限が CPD10 単位」とは、上記の試験区分に該当する業務に対して、1 年間に 2 件分に相当する CPD10 単位を上限として計上することができるということです。

したがって、45 単位以上の CPD を有していても、45 単位しか計上できません。

CPD 自己申告票の①基礎ポイントには、主に行っている業務の該当欄にレ点を 1 つ以上記載し、地盤品質判定士に関連する業務を実施したことを申告（誓約）してください。

なお、試験問題区分の具体例は、協議会の website にて公開している過去問題をご覧ください。

Q1- 2. 地盤品質判定士に関連する業務（実務経験）のうち、「技術者倫理」の業務について、具体例を教えてください。

A1- 2. 地盤品質判定士協議会は、地盤品質判定士の倫理綱領を 2014 年 2 月に策定しており、倫理綱領では、次の 9 項目を規定しています。公共の利益，法令・倫理綱領の順守，地盤災害の防止・軽減，地質・地盤情報の重視，地盤品質の的確な評価，説明の責任，信用の保持，守秘義務の遵守，継続的な自己研鑽など，この綱領に記載されていることを業務として実践しているならば，その業務は技術者倫理に関わる業務となります。

例えば，

- ・受託した業務を処理するにあたり，公共の利益を重視し，業務を誠実に遂行した。
- ・法令や倫理綱領を遵守して業務を行った。
- ・住宅及び造成宅地における地盤災害の防止・軽減に貢献した。
- ・不十分・不適切な情報しかない場合には，その宅地地盤の評価を行わなかった。
- ・能力を最大限に発揮して，地盤の評価（品質判定）を的確に行った。
- ・地盤の評価（品質判定）の内容について，住宅及び造成宅地の取引に関わる人に対して，正しく理解できるように，分かり易く説明した。
- ・信用失墜行為をせず，社会的地位の向上に努めた。
- ・業務上知り得た秘密を漏らさないで業務を行った。
- ・新しい専門知識と技術を積極的に修得するために自己研鑽に努めた。

などが考えられます。このほか、これらの項目（技術者倫理）に関連した発表を対外的に、あるいは社内的に発表した場合も、技術者倫理に該当します。

Q1-3. 地盤に関する講習会等への参加は、「技術者倫理」の業務（新しい専門知識と技術を積極的に修得するための自己研鑽）に該当しますか？

A1-3. 「技術者倫理」の業務に該当しますが、講習会等への参加は自己学習として扱い、自己申告票の②加算ポイントの「A：建設系 CPD 協議会共通」または「B：自己学習の B1：建設系 CPD 協議会非加盟の協議会構成団体が主催・共催する講習会」あるいは「B9：その他」の欄に記載してください。

Q1-4. 地盤補強の設計や審査、管理業務は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-4. 試験問題区分の「住宅等の基礎」や「地盤改良」に関連するため該当します。

Q1-5. 戸建て住宅の地盤判定は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-5. 試験問題区分の「地質・地形・地盤の調査」や「住宅等の基礎」に関連するため該当します。

Q1-6. トンネルや橋梁の設計または点検業務等、建築物以外を対象とした地質調査や地表踏査は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-6. 試験問題区分の「地質・地形・地盤の調査」に関連するため該当します。

Q1-7. 土木構造物の地盤・基礎に関する技術的検討は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-7. 試験問題区分の「住宅等の基礎」に関連するため該当します。

Q1-8. 土砂災害防止法の基礎調査(Yゾーン, Rゾーン設定)は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-8. 試験問題区分の「宅地の造成, 土砂災害に関わる法制度」や「地質・地形・地盤の調査, 土砂災害」に関連するため該当します。

Q1-9. 路線構造物の設計の一部として基礎地盤の確認調査は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-9. 試験問題区分の「地質・地形・地盤の調査, 土砂災害」に関連するため該当します。

Q1-10. 道路切土計画の切土面の地盤確認は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-10. 試験問題区分の「地質・地形・地盤の調査, 土砂災害」や「盛土・切土・擁壁の安定性」に関連するため該当します。

Q1-11. 宅地地盤の設計の一部の基礎支持力計算業務は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-11. 試験問題区分の「住宅等（小規模建築物）の基礎」に関連するため該当します。

Q1-12. 舗装計画の路床設定のための CBR 試験の評価業務は、地盤品質判定士に関連する業務に該当しますか？

A1-12. 試験問題区分の「地質・地形・地盤の調査，土砂災害」に関連するため該当します。

Q1-13. 「地盤品質判定士に関連する業務で CPD45 単位以上」について、45 単位に満たない場合は、更新講習会等の救済処置はありますか？

A1-13. この要件は必須の条件なので、救済処置はありません。業務内容の実例を確認しなければ、判断できかねますので、個別に対応させていただきます。
該当する申請者は、協議会事務局あてメールにてご相談ください。

Q1-14 「地盤品質判定士に関連する業務で CPD45 単位以上」について、自己申告票の提出のみで更新要件を満たしますか？ エビデンスは必要ですか？

A1-14. 更新要件を満たします。その理由は、実務経験を含め、申請者ご本人による「虚偽の記載をせず、かつ、事実であることを誓います。」と宣誓しておりますし、それを上位職位者が署名で証明していることによります。技術者倫理を大事にする判定士資格であるため、申請時に当然、虚偽の報告をしないというのが前提です。不明瞭な点があった時に、証明書の提出を求めることがありますので、CPD 自己申告票の申請時に、エビデンスを提出する必要はありません。

Q2. 建設系 CPD 協議会の CPD 記録を付け忘れていた場合はどうしたら良いでしょうか？

A2. 記録されていない CPD は CPD 自己申告票の「A：建設系 CPD 協議会共通」の「未登録の CPD を 1 件ごとに追加記入」欄に追加して記入し、申告（誓約）してください。

Q3. 自己学習に地盤品質判定士協議会（JAGE）構成団体以外の CPD を認めてほしい。

A3. 基本的には建設系 CPD 協議会相互認証^{*1}で認められたものか、JAGE 構成団体^{*2}に関連する講習会や機関誌・図書・論文等の購読，社内研修等を対象としましたので、現時点では認められません。

しかし、Q1 に示した試験問題区分に該当する研修を、建設系 CPD 協議会相互認証や JAGE 構成団体以外の組織で受けた場合は、自己研鑽扱いとして、地盤品質判定士協議会（JAGE）が認める CPD に含めることが可能です。その場合、CPD 自己申告票の「B：自己学習」の「B9：その他」の欄に記入してください。

^{*1}；（公社）空気調和・衛生工学会，（一財）建設業振興基金，（一社）建設コンサルタント協会，（一社）交通工学研究会，（公社）地盤工学会，（一社）森林・自然環境技術者教育会，（一社）全国上下水道コンサルタント協会，（一社）全国測量設計業協会連合会，（一社）全国土木施工管理技士会連合会，（一社）全日本建設技術協会，土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局は（一社）全国地質調査業協会連合会），（公社）土木学会，（一社）日本環境アセスメント協会，（公社）日本技

術士会，（公社）日本建築士会連合会，（公社）日本コンクリート工学会，（公社）日本造園学会，
（公社）日本都市計画学会，（公社）農業農村工学会

※2；地盤保証検査協会，住宅地盤品質協会，日本建築学会，日本不動産鑑定士協会連合会，地盤品質
判定士協議会（判定士会）

- Q4. 資格取得や受験による CPD は認められますか？
- A4. 建設系 CPD 協議会に加盟している団体によっては資格取得に対して CPD が認められる場合がありますのでご確認ください。ただし，受験だけで CPD を認めることはできません。
- Q5. CPD 自己申告票の証明者はどう考えたら良いでしょうか？
- A5. 「上職者，あるいは本人以外の地盤品質判定士」に署名・捺印をお願いしてください。「上職者，あるいは本人以外の地盤品質判定士」がいない場合は，ご自身で署名・捺印してください。
- Q6. 「B：自己学習」の B2～B4 は，年度毎に 1 行しかありませんが，5 単位/1 年間を，どのように記入するのでしょうか。まとめて記入とありますが，複数の書籍，テーマなど，どのように書いたらいいのかわかりません。
- A6. 平素，自己学習の記録として，購読した図書を細かに記録されることをお勧めします。ただし CPD 自己申告票を申請する際，協議会のホームページに掲載されている「自己申告票作成例」「CPD ポイント表」を参考にして，購読された図書を分類整理され，申請者が登録更新に最もふさわしいと思われる図書を代表に選び，その図書名に続いて「他」の文字を付け加えて，ポイントを年間でまとめてお書きください。なお，自己申告書を審査する中で，疑問が生じた場合には，購読した図書の内訳を提出していただくことがあります。自己申告票は申請者本人により，記載された内容が事実であることを誓って作成されるものです。そして，作成された申告票を，組織の上位職位者が証明するという，ある意味，重たいものです。これらの行為に不正はないものとして，事務処理を行います。
- Q7. 「地盤品質判定士 登録証」の裏面に，「この登録証の有効期限を延長するときは，指定された講習会を受講するか，CPD ポイント 125 単位を取得すること。」となっています。「地盤品質判定士 登録証」には，指定された講習会の受講資格に CPD ポイントの単位数が書かれていないのですが，指定された講習会を受講するには，CPD ポイントの単位取得条件があるのですか？
- A7. CPD ポイントが申請時に 110 単位以上あれば，講習会・e ラーニングを受講する必要はありません。110 単位未満の方は，「指定された講習会」となる更新講習会（終日）もしくは e ラーニングを受講していただければ，更新が可能です。極端な例ですが，CPD ポイントのうち①基礎ポイント 45 単位だけでも，更新講習会・e ラーニングを受講すれば更新することができます（ただし，①基礎ポイント 45 単位は必須です）。

-
- Q8. 建設コンサルタンツ協会の CPD 制度を利用しています。本協会では社内表彰、委員会への出席、技術資格の取得、社会貢献活動への参加も CPD として認められています。建設系 CPD 協議会相互認証されているため、このような CPD ポイントも地盤品質判定士協議会 (JAGE) が認める CPD の単位になりますでしょうか。
- A8. 建設系 CPD 協議会相互認証により、建設コンサルタンツ協会様の CPD の単位を申告することができます。申請用 CPD ポイント表をご参照下さい。
- Q9. 「地盤品質判定士・士補 登録更新申請用 CPD ポイント表 【2018 年度版】」をみると、建設系 CPD 協議会相互認証の欄に「※必要に応じて CPD 証明書などを提出していただく場合があります」と記載されております。現時点で申請時には必要としないと考えてよろしいでしょうか (郵送等で取り寄せる必要があるため)。
- A9. 添付は必須ではありません。申請された自己申告票に疑問点や不明瞭な点があった場合に求めることがあります。ご自身で CPD を管理しているのであれば、申請時点にわざわざ発行機関から取り寄せる必要はありません。
- Q10. CPD が 110 以上の場合、東京・大阪での更新講習会 (午前) を受講できるとありました。地方在住のため、110 以上の場合でも e ラーニング講習で対応出来るようにしていただけないでしょうか。もしくは講習会会場を増やしていただけないでしょうか？
- A10. 当初、CPD が 110 単位以上取得している申請者も、東京・大阪での更新講習会 (午前) を受講できるようにしておりましたが、更新講習会は CPD が 110 未満の申請者を優先するため、必ずしも CPD が 110 以上の申請者が受講できるとは限りません。そのため、CPD が 110 以上取得している申請者は、e ラーニングによる更新講習会 (午前) の受講を可能としました。自己申告書の申請の際、「e ラーニング講習 (午前)」をお選びください。ただし、終日行われる講習会すべての受講を希望される場合は、有料となります。なお、更新講習会の会場を増やすことは、諸般の事情により難しいです。
- Q11. CPD 登録について、現在、どの団体にも所属しておらずポイントを登録・所持しておりませんが、ポイントが付与される講習を受講した場合、どの様に記入して申告 (誓約) すれば該当ポイントとして認めていただけますか？ 認めていただけたとした場合、建設系 CPD 協議会共通 (A) 又は、建設系 CPD 協議会非加盟の協議会 (B1) に記載すればよろしいのでしょうか？
- A11. お尋ねのとおり、「A：建設系 CPD 協議会共通」または「B1：建設系 CPD 協議会非加盟の協議会」の欄に記載してください。
- Q12. G-CPD システム上では自己学習は登録できません。どこに記録しておけばよろしいのでしょうか？
- A12. G-CPD システムは、地盤工学会の会員用のサービスですので、地盤工学会の会員でなければ利用できません。例えば、全地連 (一般社団法人 全国地質調査業協会連合会) 様が事務局を担当している「土質・地質技術者の生涯学習ネット (GEO-Schooling Net)」を活
-

用して自己学習を登録することをお勧めします。

Q13. 今年度、登録更新を迎える地盤品質判定士補です。二次試験の受験を予定しておりますが、「登録更新の手続き」は行ったほうが良いでしょうか？

A13. 「登録更新の手続き」をお勧めいたします。

「登録更新の手続き」を行わずに二次試験を受験した場合、合格時は「判定士の登録」をすることができますが、不合格時には「判定士補の資格を喪失し、登録が取消し」になります。そのため、判定士補の登録更新をお勧めいたします。この場合、2018年度の検定試験で二次試験に合格した場合は、「登録更新」よりも「判定士の登録」が優先されます。なお、不合格の場合、次年度以降も判定士補の資格は維持されますので、二次試験からの受験をすることができます。

*****上記に関するお問合せ先*****

地盤品質判定士協議会 jage@jiban.or.jp
